

資料 3

平成26年11月15日
練馬区企画部企画課

関越自動車道高架下活用について寄せられた意見と区の考え方

番号	意見の要旨	区の考え方
1	占有許可基準には、「緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低30mごと、その他の地域にあつては約50mごとに横断場所を確保しておくこと」とあるが、どのように横断場所を確保するのか。	活用予定場所には、南北方向に抜ける8本の区道が既に整備されています。 また、現在フェンスで囲われている場所においても、新たにひろばとして使用するオープンスペースを3箇所整備する予定であり、自由に通行することができます。 施設整備においても、各施設の南北両側には出入口を設けており、緊急時には施設内を通り抜けることが可能です。また、高齢者センターおよびりサイクルセンターの渡り廊下の両側面に、緊急時に通り抜け可能な扉を設置します。
2	占有許可基準には、「天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること」や「壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m以上空ける」とあるが、どのように離隔を確保するのか。	整備予定施設のうち、高齢者センターやりサイクルセンターの渡り廊下など、高架道路からの離間距離が1.5m未満である箇所については、各所において点検等が実施可能であるとともに、機械を用いる補修工事により離隔が必要となった場合に取り外し等ができる構造にすることにより、NEXCO東日本の指示に従って離隔を図ることができるよう設計しています。
3	高架道路の老朽化が心配である。	活用予定場所における高架道路については、日常的な点検とともに、目視点検を年1回、たたき点検等による詳細な全体点検を5年に1回の頻度で実施し、必要な補修を行っていることをNEXCO東日本に確認しています。また、今後、新たな点検要領に基づき点検が行われると聞いています。
4	大地震の発生を想定した高架道路の安全対策はどのようになっているのか。	活用予定場所の高架道路は国の技術基準に則って耐震補強工事が行われており、東日本大震災後である平成24年に改訂された基準で想定されている地震動に対する耐震性能を有していると、NEXCO東日本に確認しています。
5	施設整備により周辺環境が悪化するのではないか。	区が平成23年2月および8月に実施した、騒音・振動・大気汚染・通風・側道交通量の環境影響調査では、現況は環境基準等を満たしています。また、整備予定施設は、近隣住民の利用を主体とした施設であり、駐車スペースについても必要最小限とするため、側道交通量はほとんど増加せず、環境悪化には繋がらないものと考えています。
6	施設利用者が来館することによって側道の通行人が増えることが想定されるが、交通安全対策を考えているのか。	施設利用者の動線については、敷地内南側に施設への出入口を配置するとともに、植栽で車道と分離した歩行空間を設けます。また、交通管理者との協議により、各歩行空間を繋げる横断歩道の新設を検討します。今後も必要に応じて注意喚起の表示の設置を検討するなど、施設利用者等の交通安全に配慮します。